

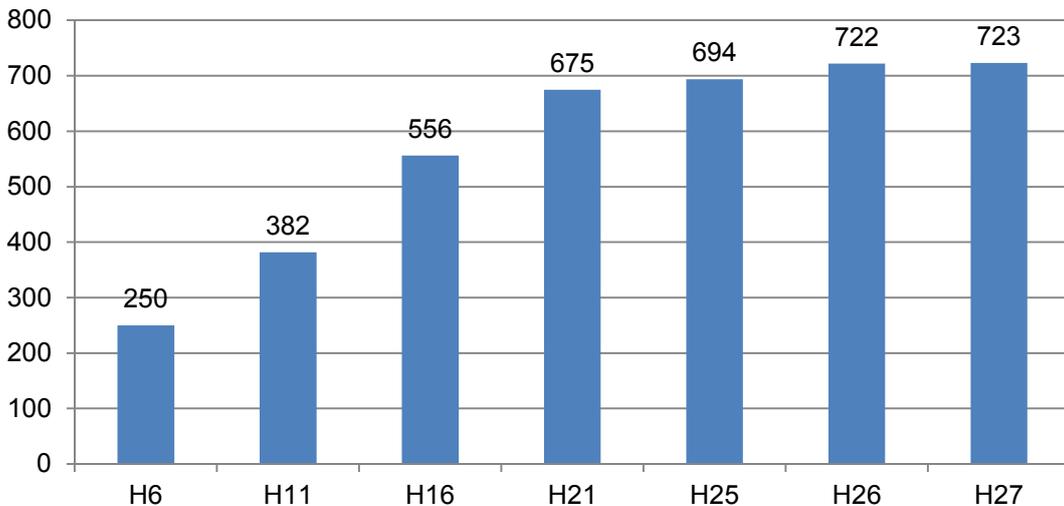
学位に付記する専攻分野の名称について

【経緯】

- 平成 3 年
 - ・ 学士が称号から学位に
 - ・ 博士、修士、学士の専攻分野に応じ細分化されていた種類を廃止
- 平成 1 5 年
 - ・ 専門職学位（修士（専門職）、法務博士（専門職））を新設
- 平成 1 7 年
 - ・ 短期大学士の学位を新設
- 平成 2 0 年
 - ・ 中央教育審議会「学士課程教育の構築に向けて（答申）」
- 平成 2 6 年
 - ・ 日本学術会議大学教育の分野別質保証委員会報告「学士の学位に付記する専攻分野の名称の在り方について」

【名称数の推移】

学士の学位に付記する専攻分野の名称の多様性の変化



大学改革支援・学位授与機構調べ
平成28年11月

(注) 本データの調査対象は学士課程を置く国公立の全大学（通信課程を含む）であり、回答率は例年90%強である。

(参考1) 関係法令

○学校教育法（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）（抜粋）

第一百四条 大学(第百八条第二項の大学(以下この条において「短期大学」という。)を除く。以下この条において同じ。)は、文部科学大臣の定めるところにより、大学を卒業した者に対し学士の学位を、大学院(専門職大学院を除く。)の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を、専門職大学院の課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

② 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、前項の規定により博士の学位を授与された者と同等以上の学力があると認める者に対し、博士の学位を授与することができる。

③ 短期大学は、文部科学大臣の定めるところにより、短期大学を卒業した者に対し短期大学士の学位を授与するものとする。

④ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、文部科学大臣の定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める学位を授与するものとする。

一 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又はこれに準ずる者で、大学における一定の単位の修得又はこれに相当するものとして文部科学大臣の定める学習を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認める者 学士

二 学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものに置かれる課程で、大学又は大学院に相当する教育を行うと認めるものを修了した者 学士、修士又は博士

⑤ 学位に関する事項を定めるについては、文部科学大臣は、第九十四条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

○学位規則（昭和二十八年四月一日文部省令第九号）（抜粋）

(学士の学位授与の要件)

第二条 法第一百四条第一項の規定による学士の学位の授与は、大学(短期大学を除く。第十条、第十条の二、第十一条及び第十三条を除き、以下同じ。)が、当該大学を卒業した者に対し行うものとする。

(専攻分野の名称)

第十条 大学及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、学位を授与するに当たっては、適切な専攻分野の名称を付記するものとする。

(学位の名称)

第十一条 学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、当該学位を授与した大学又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の名称を付記するものとする。

(参考2) 平成3年以前の学士の学位に付記する専攻分野の名称

○昭和31年に大学設置基準が制定された当初は以下の25種類

文学士、教育学士、神学士、社会学士、教養学士、学芸学士、社会科学士、
法学士、政治学士、経済学士、商学士、経営学士、理学士、医学士、歯学士
薬学士、工学士、商船学士、農学士、獣医学士、水産学士、家政学士、
芸術学士、体育学士、衛生看護学士

○その後、以下の変更があり、平成3年には29種類となっていた。

- ・ 衛生看護学士が看護学士と保健衛生学士の2種類に分離
- ・ 芸術学士が芸術学士と芸術工学士の2種類に分離
- ・ 鍼灸学士と栄養学士が追加

○なお、修士は28種類、博士は19種類の学位が定められていた。

(参考3) 中央教育審議会「学士課程教育の構築に向けて(答申)」(平成20年12月)(抜粋)

第2章 学士課程教育における方針の明確化

第1節 学位授与の方針について ～幅広い学び等を保証し、21世紀型市民にふさわしい学修成果の達成を～

(4) 具体的な改善方策

【大学に期待される取組】

- ◆ 学位に付記する専攻分野の名称については、学問の動向や国際的通用性に配慮して適切に定める。

類例がなく定着していない名称は避けるように努める。仮にそれを用いる場合、依拠・関連する既存の学問領域との関係について説明責任を果たすようにする。

【国によって行われるべき支援・取組】

- ◆ 学位に付記する専攻名称の在り方について、一定のルール化を検討するとともに学問の動向や国際的通用性に照らしたチェックがなされるようにする。

ルール化の検討に当たっては、日本学術会議や学協会等との連携協力を図る。また、英名表記の国際的通用性の確保に留意する。学部等の設置審査や評価に際しては、唯一単独の名称を用いる場合、関連する学問領域との関係について十分な説明を求め、必要に応じ、見直しを含め適切な対応を促す。

(参考4) 日本学術会議 大学教育の分野別質保証委員会報告「学士の学位に付記する専攻分野の名称の在り方について」(平成26年9月)
(抜粋)

2 専攻分野の名称の多様化について

(3) 名称表記の改善に関する提案

① 「〇〇学」にとられない

(前略) ここでの「専攻分野」は、より一般的に「大学で何を学んだのか」ということを示すものと解釈することが適切であり、そこに付される名称については、あえて「学」を付さずに、学修の主題自体を直截に表記するという観点から定めることも容認されるべきであろう。(後略)

② 組織名との区別

(前略) 従来成立していた学部・学科＝学問分野＝教育課程＝専攻分野の名称という図式が実態を失い、現実には固有名詞化している学部・学科名称をそのまま専攻分野の名称にも用いていることには疑問符を付さざるを得ない。こうした場合においては、学位に付記する専攻分野の名称を組織名とは区別して考えることが適切であろう。

③ 複数の語を組み合わせた名称の意味の明確化

(前略)

ア. 複数の学修主題や学問分野が並列されている場合は、実際の教育課程の内容に即して、専攻分野の名称自体を別々に分割するか、あるいは中黒記号(・)を用いて複数の学修主題や学問分野を同時に学ぶものであることを明らかにする等の工夫を行うこと

イ. 修飾語的な意味であれ、全く独自の意味を持たせようとするのであれ、教育課程の特色を強調するためだけに複数の語を組み合わせることには謙抑的であること

ウ. 大事なことは「大学で何を学んだのか」を分かりやすく明確にすることであり、そのためには、必要に応じてある程度長い表記にする等の工夫も容認されるべきであり、無理に熟語のようにする必要はないこと。

④ 分かりやすく単純で共通性のある表現を

(前略) 学位に付記する専攻分野の名称は、それを一見しただけで、どのような教

育課程を修め、成果としていかなる知識・能力を身に付けたのかがある程度の確実性をもって判断でき、しかもその形式はできるだけ単純で、かつ相互に共通性を有するものであることが望ましい。

各大学においては、特に一般的な学問分野の名称を専攻分野の名称としない場合は、分かりやすく、単純で、かつ同様の内容を提供する他大学の教育課程とも共通性のある表現を用いることが望まれる。

(4) 大学等に対する要請

(前略) 特に、類似の教育課程が多いにもかかわらず、2～3校といった極めて少数の大学でしか用いられていない専攻分野の名称には、社会における流通性・通用性という面で疑問が感じられるものも散見される。そのような懸念がある場合には、より分かりやすく共通性のある名称への変更を検討することを提案する。

そしてこのために文部科学省に対して、各大学が、全国の大学の学位に付記する専攻分野の名称がどのような状況にあるのかを相互に知ることができるよう、継続的に調査を実施するなど適切な措置を講ずることを要望したい。また、内容に共通性のある教育課程を有する大学間で、学位に付記する専攻分野の名称の調整を図るような場合に、例えば国公立の大学団体などの組織が一定の役割を果たすことは、大学の自律という点からも意義あることと考えられる。

(後略)